

会 議 録					
行田市教育委員会 令和5年第7回 6月定例会					
招集年月日	令和5年6月21日(水)		開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会 6月21日(水)	午後 2時00分	教育長職務代理者 鹿山高彦		
	閉会 6月21日(水)	午後 3時05分	教育長職務代理者 鹿山高彦		
教育長		教育長職務代理者	鹿山高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	鹿山高彦				
2	飯塚 千十世				
3	大澤 恵子				
4	大竹 洋平				
議 事 参 与 者			書 記		
教育部長	小池 義憲	書記長	長島 浩司		
教育部次長兼図書館長		書記次長	横田 嘉織		
兼視聴覚ライブラリー館長	増田 勉	書記	萩原 宏幸		
教育部次長					
兼教育指導課長	石崎 昌稔				
教育総務課長	長島 浩司				
学校給食センター所長	小林 誠				
生涯学習スポーツ課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	新井 大				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
教育部副参事	近藤 隆洋				
教育部副参事	大野 三佳				
教育部副参事	岡部 将弘				
教育部副参事	蓮見 宗徳				
教育支援センター所長	田口 範幸				
教育指導課主幹	岡島 亮				

	会議事件名	顛末
<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>市民憲章唱和（省略）</p> <p>教育長職務代理者 6月1日付けで発令した教育委員会職員の人事異動に関し、事務局から職員の紹介を行う。</p> <p>教育総務課長 職員紹介</p> <p>教育長職務代理者 紹介された職員をよろしく願います。</p> <p>教育長職務代理者 本日は、教育長が不在であるため、私が議長を務めさせていただきます。 また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数である過半数に達しているので会議は成立する。 本日の会議日程は議案7件である。日程第2・議案第36号は、個人の情報を含む案件であることから会議は非公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長職務代理者 日程に先立ち、5月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 5月定例会会議録報告</p> <p>教育長職務代理者 何か意見等はあるか。</p>

	<p>議案第35号 行田市の学校における働き方改革基本方針 について</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長職務代理者提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長</p> <p>近年、学校の役割が拡大し続け、現在の教職員への負担軽減策では対応しきれない状況にあり、そのような中、文部科学省から示されたガイドラインに基づき、埼玉県公立学校の学校における働き方改革基本方針が策定された。本市においても、学校における働き方改革基本方針を定め、働き方改革を推進するため、県の基本方針が改定されたことを受け、本市の基本方針の見直しを行った。</p> <p>改定のポイントは、県基本方針の改定に伴い、時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内とし、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%とするという目標達成に向け、総業務量の削減等を検討段階にとどまらず、縮減を推進し、負担軽減を図る。</p> <p>事前にいただいた委員の質問事項について回答する。 (議案第35号関係資料の説明)</p> <p>・「全体」 (質問)</p> <p>令和3年4月に行田市の学校における働き方改革基本方針が策定され、取り組みが行われたことにより、今回の調査結果から数値を見ると、県と比べても改善されているように見られるが、どのような変化、効果及び改善などが見られたか。</p> <p>(回答) 教育指導課長</p> <p>各学校の取組や教職員一人一人の働き方改革に対する意識の向上により、負担軽減や業務改善の工夫を積極的に取り入れるようになった。そのため、勤務時間の縮減が成果として表れている。</p> <p>(質問)</p> <p>取り組みについて、できていることとまだまだ定着していないこと、難しい課題のあるものは何か。</p> <p>(回答) 教育指導課長</p> <p>学校行事の準備や学期末の成績処理など、業務に時間を要するものに関してはなかなか改善が難しい状況である。</p>
--	--	---

		<p>・「P. 2 L. 4」 (質問)  (2) 現状①②が示されているが、この数値は過去4～5年間、どのように変化しているか。  (回答) 教育指導課長  ①については、取組を行うとともに減っており、令和4年度が最も少ない値になっている。②については、変わらない。</p> <p>・「P. 2 L. 16」 (質問)  ②勤務時間を除いた在校時間で最も負担になっているのは何か。  (回答) 教育指導課長  保護者からの電話等の対応、部活指導後の事務処理、調査や提出物の作成等が主なものである。</p> <p>・「P. 2 L. 21」 (質問)  (3) 課題「教職員の健康維持増進」とはどういうことか。肉体的なことか、職場の人間関係、保護者や児童対応での精神的な健康のことか。  (回答) 教育指導課長  心身ともに健康である状態を保つことをいう。</p> <p>・「P. 2～3 L. 22」 (質問)  (4) 目標に、原則月45時間以内で年360時間以内。特別な扱いとして年720時間以内で月100時間未満。そして連続する複数月2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の各月の超過勤務の1か月あたりの平均が80時間以内。そして、1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで。とあるが、このような煩わしい計算は勤怠管理システムによりすべて自動的に計算・記録ができるのか。そうでなければこれらを計算するだけでも超過勤務になって本末転倒である。複数月2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のそれぞれの平均を出す意味がどれだけあるのか。  (回答) 教育指導課長  特別な扱いについては、生徒指導等の対応で、一時的に超過勤務のあった教職員がいた場合に算出することがあるということで、常に全職員の数値を出しているものではない。</p>
--	--	--

		<p>・「P. 3 L. 8」 (質問) 「特例」の内容はどのような内容が多いのか。生徒指導的なものか。 (回答) 教育指導課長 生徒指導にあたる場合が多い。</p> <p>・「P. 3 L. 13」 (質問) 放課後の保護者対応とはどういう形になるのか。保護者も仕事の関係で、夕方以降に連絡したい方が多いのではないかと思いますので、放課後に保護者からの連絡が集中しそうである。 (回答) 教育指導課長 あらかじめ保護者と連絡を取る中で、相談の場を設ける時には、可能な限り勤務時間の範囲内で話が終了するように設定する。</p> <p>・「P. 3 L. 17」 (質問) ワーク・ライフ・バランスとは具体的にどのような取り組みなのか。 (回答) 教育指導課長 社会全体で仕事と生活のそれぞれを充実させて、その相乗効果を高めることである。家族と過ごしたり、芸術に触れたり、地域活動に参加するなどを通して英気を養い、「より良い授業」等につながり、児童生徒に対して教育の向上となる。</p> <p>・「P. 3 L. 20 P. 4 L. 11」 (質問) 「多忙化解消・負担軽減検討委員会(仮称)」の設置とあるが、すでに学校によっては検討委員会が設置され、機能しているのか。また、効果はどの様なところで見られるか。 (回答) 教育指導課長 各校において、働き方改革の観点から業務内容や実施方法等の検討を行う会を開催しながら、教育活動を実践している。また、校長会・教頭会でも各校での業務改善状況について話し合う時間を設け、情報共有や協議を行い、各校の実践に反映させている。</p> <p>・「P. 4 L. 6」 (質問)</p>
--	--	--

		<p>「産業医」とはどんな働きかけを教職員にするのか。また、産業医は何名配置か。</p> <p>(回答) 教育指導課長</p> <p>長時間勤務の傾向がある教職員に「健康相談医」による面接指導を行う。医師1人の配置を予算化していて、長時間勤務により精神的・肉体的負担となっている状況についてカウンセリングしてもらう。</p> <p>・「P. 4 L. 14」</p> <p>(質問)</p> <p>「業務改善推進コーディネーターの育成を図る」とあるが現在どのような方法で育成しているか。また、成果はどんな点に表れているか。</p> <p>(回答) 教育指導課長</p> <p>今年度、埼玉県主催の「業務改善推進コーディネーター研修会」に参加している主幹教諭がいる。研修後には、研修成果を各校に周知し、広めたいと考えている。</p> <p>・「P. 5 L. 11」</p> <p>(質問)</p> <p>県の大会(コンクール等 文化的活動)については、市内で開催されるア、イの内容と同じ扱いと認識してよいか。</p> <p>(回答) 教育指導課長</p> <p>市内での開催方法については、県の大会の扱いに準じた形での実施となるので、基本事項は同じ扱いとなる。</p> <p>・「P. 5 L. 19」</p> <p>(質問)</p> <p>専門職員の主に働く時間はいつか。</p> <p>(回答) 教育指導課長</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務時間は教職員の勤務時間内になる。保護者との相談も、あらかじめ日程調整をした上で、計画的に行う。</p> <p>・「P. 5 L. 21」</p> <p>(質問)</p> <p>(3) ①イ 部活動在り方検討委員会</p> <p>中学校の部活動の地域移行については、学校の働き方改革の目玉になっていると思うが、市内中学校の現状とその課題についてはどうか。すでに民間の指導者の指導が始まっているのか。</p> <p>(回答) 教育指導課長</p>
--	--	--

		<p>現在、部活動数の見直しや朝練習の制限を図っている。また、外部指導者を13名委嘱して専門的指導を受けている。課題は、部活動指導の専門性を有した教員の不足や顧問の過剰負担がある。5月に部活動在り方検討委員会準備会を開いた。地域移行について今後さらに調査・検討を進める。</p> <p>・「P. 6 L. 7」</p> <p>(質問)</p> <p>「ふれあいデー」とは、どのようなものなのか。</p> <p>(回答) 教育指導課長</p> <p>毎月21日、埼玉県内の小中高等学校、特別支援学校(さいたま市を除く)の教職員の定時退勤を促す取組である。授業や日課は通常であるが、部活動は原則休養日とし、活動を休止する。放課後の会議や研修会などは行わず、児童生徒の下校が早くなり、心身のリフレッシュや家族との時間、学習時間等の確保を図ることができる。</p> <p>以上、関係資料の説明とする。</p> <p>教育長職務代理者</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>飯塚委員</p> <p>部活動指導員について本市で導入が難しい理由はなにか。また、スクールサポートスタッフについての本市の導入状況はどうか。</p> <p>教育指導課長</p> <p>部活動指導員は普段の部活の指導にとどまらず、休日の大会等の引率も行ってもらい必要があり、教職員と同様の責任が生じるため、応募してくる人がいない状況である。本市では、顧問の立ち合いが必要になるため、教員の負担軽減にはつながらないが、専門性の高い方を部活の外部指導者として委嘱している。</p> <p>スクールサポートスタッフについては、令和2年度に学校内の消毒、清掃または環境整備をやってもらっていた。今後については教員の負担軽減のことも含め、導入について検討していきたい。</p>
--	--	--

	<p>議案第37号 行田市公立学校医の解職について</p>	<p>大澤委員 部活動の関係で外部指導者は13名いるとのことだが、文化芸術関係は何名いるのか。</p> <p>教育指導課長 文化芸術活動の指導員は2名で、埼玉中学校、長野中学校でお願いしている。</p> <p>大澤委員 教員が指導をするのではなく難しい面もあると思うが、部活動で課題になっていることはあるか。</p> <p>教育指導課長 生徒数が少なく、部活内容によってはチームが組めず活動に支障が出ているものがある。</p> <p>大竹委員 産業医の活用が少ないと聞いたが、定期的に必ず受けるようにできないか。</p> <p>教育指導課長 年2回ストレス診断を実施しており、高ストレスの数値を示した場合には受診するように促している。</p> <p>飯塚委員 健康相談員は決まった方がいるのか。</p> <p>教育指導課長 松原医院にお願いしている。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長職務代理者提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は、東小学校の公立学校医である池畑内科医が退職の意</p>
--	-----------------------------------	--

	<p>議案第38号 行田市スポーツ推進審議会 委員の委嘱について</p>	<p>向を示しており、それに基づき解職するものである。</p> <p>教育長職務代理者 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長職務代理者提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>本案は、スポーツ推進審議会委員の任期が令和5年6月30日をもって満了することに伴い新たに委員の委嘱をするものである。</p> <p>本案で委嘱する委員は15名で、新任6名、再任9名となっている。1番から14番までは、設置条例の第4条により、知識経験のある者とされており、スポーツ推進委員協議会や体育協会、学校関係、議会関係等、各団体に推薦依頼を行い、その推薦による方々がこの14名である。続いて15番は、設置条例の第4条により関係行政機関の職員とされており、これについてはこれまでどおり埼玉県立進修館高等学校へ推薦を依頼し、推薦いただいた方である。</p> <p>なお、委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年とする。</p> <p>教育長職務代理者 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長職務代理者提案、書記次長議案朗読</p> <p>中央公民館長</p> <p>本案は、現在、任期中の委員につきまして、選出母体から、変更の申し出があったことから、前任者の残任期間について、当該審議会委員に委嘱を行うものである。</p>
	<p>議案第39号 行田市公民館運営審議会委員の委嘱について</p>	<p>教育長職務代理者提案、書記次長議案朗読</p> <p>中央公民館長</p> <p>本案は、現在、任期中の委員につきまして、選出母体から、変更の申し出があったことから、前任者の残任期間について、当該審議会委員に委嘱を行うものである。</p>

	<p>議案第40号 行田市立図書館協議会委員の委嘱について</p>	<p>1人目の選出区分は社会教育関係者であり、須加公民館運営委員会の推薦によるものである。2人目の選出区分は社会教育関係者であり、埼玉公民館運営委員会の推薦によるものである。3人目も同じく選出区分は社会教育関係者であり、南河原公民館運営委員会の推薦によるものである。4人目の選出区分は家庭教育関係者であり、NPO法人子育てネットぎょうだの推薦によるものである。</p> <p>なお、任期については行田市公民館条例第3条第2項の規定に基づき、前任者の残任期間となるため、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間とする。</p> <p>教育長職務代理者 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長職務代理者提案、書記次長議案朗読</p> <p>図書館長 本案は、行田市立図書館協議会委員のうち家庭教育の向上に資する活動を行う方について、選出母体であるPTA連合会から変更の申し出があったことから、新たに委嘱するものである。なお、任期については前任者の残任期間である令和5年7月1日から令和6年6月30日までとする。</p> <p>教育長職務代理者 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p>
	<p>議案第41号 行田市郷土博物館協議会委員の委嘱について</p>	<p>教育長職務代理者提案、書記次長議案朗読</p> <p>郷土博物館長 本案は、行田市郷土博物館協議会委員について、選出団体で</p>

	<p>議案第36号 令和5年度障害のある児童生徒の就学に関する諮問について</p>	<p>ある行田市PTA連合会から新たな委員の推薦書が提出されたため、委員の委嘱を行うものである。</p> <p>今回委嘱する委員は家庭教育の向上に資する活動を行うものとして、行田市PTA連合会より推薦を受けた方で、現在行田中学校のPTA会長である。</p> <p>なお、任期については協議会条例第4条の規定に基づき、前任者の残任期間となるため、令和5年7月1日から令和6年7月31日までとする。</p> <p>また、この協議会は、毎年2回開催しており、各年度における事業報告や事業計画に対し、ご審議ご指導いただいている。</p> <p>教育長職務代理者 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長職務代理者 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	---	--

その他特に重要と認める事項

- 1 次回定例会開催予定日 令和5年7月20日(木) 午後2時00分  
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長職務代理者

委 員

委 員